

第2章 富士山世界文化遺産の概要

第2章では、富士山の持つ顕著な普遍的価値について示すとともに、富士宮市に関連する構成資産の概要を示す。

2-1 富士山の顕著な普遍的価値

(1) 富士山の顕著な普遍的価値

世界遺産一覧表への記載推薦書「富士山」に基づく、富士山が持つ顕著な普遍的価値の概要は以下のとおりである。

富士山は、日本を代表し象徴する日本最高峰の秀麗な円錐成層火山として世界的に著名であり、その荘厳で崇高な形姿を基盤として日本人の自然に対する信仰の在り方や日本に独特の芸術文化を育んだ山である。山岳に対する信仰の在り方や、海外に影響を与えた19世紀後半の葛飾北斎や歌川広重などによる顕著な普遍的価値を持つ「浮世絵」などの日本独特の芸術文化を育んだ山である。

時代を超えて、一国の文化の諸相とも極めて深い関連性を示し、山に対する信仰の文化的伝統を表すのみならず、世界的な「名山」としての景観の類型の顕著な事例として顕著な普遍的価値を持つ山である。
(平成24年1月25日 文化庁報道発表資料抜粋)

(2) 評価基準

この「富士山」が持つ顕著な普遍的価値は、独立成層火山という自然を基盤として「信仰の対象」及び「芸術の源泉」の2つの側面から捉えることができ、それを顕著な普遍的価値の評価基準（「世界遺産条約履行のための作業指針」第77項）に基づき模式的に図示すると図3のとおりである。

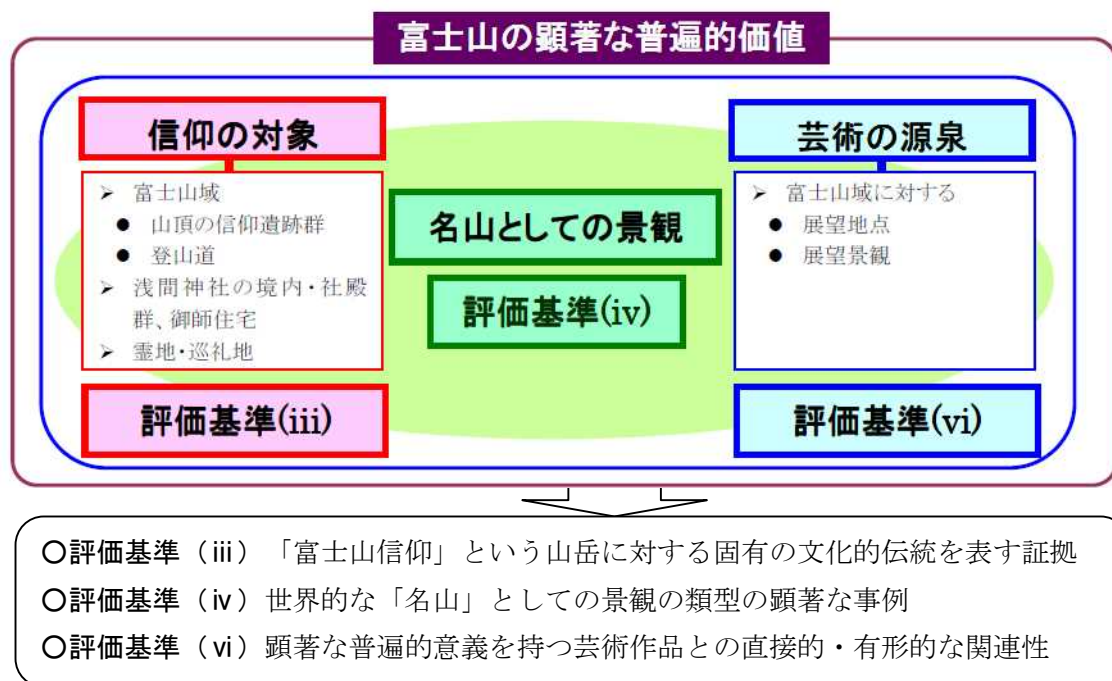


図3 富士山の顕著な普遍的価値の概念図

2-2 構成資産

(1) 構成資産一覧

「富士山」の顕著な普遍的価値は、表2に示す25の構成資産により表され、さらに構成資産の一つである「富士山城」には、9つの構成要素が含まれる。

表2 構成資産及び構成要素の一覧

NO	構成資産／構成要素	所在地
1	富士山城	静岡県・山梨県
	1-1 山頂の信仰遺跡群	静岡県・山梨県
	1-2 大宮・村山口登山道(現在の富士宮口登山道)	静岡県富士宮市
	1-3 須山口登山道(現在の御殿場口登山道)	静岡県御殿場市
	1-4 須走口登山道	静岡県小山町
	1-5 吉田口登山道	山梨県富士吉田市・富士河口湖町
	1-6 北口本宮富士浅間神社	山梨県富士吉田市
	1-7 西湖	山梨県富士河口湖町
	1-8 精進湖	山梨県富士河口湖町
1-9 本栖湖	山梨県身延町・富士河口湖町	
2	富士山本宮浅間大社	静岡県富士宮市
3	山宮浅間神社	静岡県富士宮市
4	村山浅間神社	静岡県富士宮市
5	須山浅間神社	静岡県裾野市
6	富士浅間神社(須走浅間神社)	静岡県小山町
7	河口浅間神社	山梨県富士河口湖町
8	富士御室浅間神社	山梨県富士河口湖町
9	御師住宅(旧外川家住宅)	山梨県富士吉田市
10	御師住宅(小佐野家住宅)	山梨県富士吉田市
11	山中湖	山梨県山中湖村
12	河口湖	山梨県富士河口湖町
13	忍野八海(出口池)	山梨県忍野村
14	忍野八海(お釜池)	山梨県忍野村
15	忍野八海(底抜池)	山梨県忍野村
16	忍野八海(銚子池)	山梨県忍野村
17	忍野八海(湧池)	山梨県忍野村
18	忍野八海(濁池)	山梨県忍野村
19	忍野八海(鏡池)	山梨県忍野村
20	忍野八海(菖蒲池)	山梨県忍野村
21	船津胎内樹型	山梨県富士河口湖町
22	吉田胎内樹型	山梨県富士吉田市
23	人穴富士講遺跡	静岡県富士宮市
24	白糸ノ滝	静岡県富士宮市
25	三保松原	静岡県静岡市

: 富士宮市に関連する構成資産

(2) 富士宮市に関連する構成資産の概要

構成資産 1. 富士山域

富士山域（構成要素 1）は、富士山が持つ神聖性の境界の一つである「馬返」より上方の標高約 1,500m以上の区域に当たる。それは、顕著な普遍的意義を持つ芸術作品の源泉となった2つの展望地点から、山頂及びその左右への稜線の広がりを見望できる範囲を中心として、富士山の形姿を視認する上で不足のない範囲を占める。

五合目^{※1}付近の標高約 2,500m付近の森林限界より上方の区域は、神聖な区域又は人間にとっての他界（死後の世界）であると捉えられ、道者・富士講信者によって「焼山」又は「ハゲ山」と呼ばれてきた。

そのうち、八合目以上（標高約 3,200～3,375m以上）の区域については、1779年以降、富士山本宮浅間大社の境内地であるとされてきた。それは、山頂に存在する噴火口（内院）の底部に浅間大神が鎮座するとの考え方にに基づき、その底部とほぼ同じ標高に当たる八合目から山頂までの区域が最も神聖性の高い区域と考えられてきたからである。

富士山域（構成要素 1）には、富士山の『信仰の対象』及び『芸術の源泉』の両側面から顕著な普遍的価値を表す9つの構成要素（1-1～1-9）が含まれる。

構成要素 1-1. 山頂の信仰遺跡群

富士山の山頂部には、火口壁に沿って、神社等をはじめ、富士山信仰に関連する一群の場所及び施設が分布する。

富士山への信仰登山が開始されると、それまでの修験道の影響の下に、山頂部において寺院の造営又は仏像等の奉納が行われるようになり、山頂部における宗教行為が体系化されていった。道者・富士講信者は、一般的に山頂周辺において「御来迎」（ご来光）^{※2}を拝むとともに、噴火口直下の「内院」に鎮座する浅間大神及びその本地仏^{※3}である大日如来などの神仏を拝し、火口壁の周囲のいくつかの小高い頂部（剣ヶ峰、三島ヶ嶽、駒ヶ岳、浅間岳、成就岳、伊豆岳、大日岳、久須志岳、白山岳）を仏教の曼荼羅に描く仏の世界に擬して「お鉢めぐり」と呼ぶ巡拝の行為を行った。その巡拝路の途上では、道者・富士講信者は、山頂部の井戸である「金明水」及び「銀明水」にて湧水を汲み、東安河原及び剣ヶ峰の麓などの小祠に安置された仏像に参拝を行った。

山頂部の富士山信仰に関連する一群の場所・施設は、12世紀の修行僧の末代上人により建立されたものを起源とするとき、その後、山頂部では経典・懸仏・仏像等の埋納・奉納が行われたほか、火口部に当たる「内院」への散銭も行われた。また、遅くとも17世紀には、大宮・村山口登山道山頂部に大日堂（現在は富士山本宮浅間大社奥宮が所在する。）が、吉田口・須走

※1 富士山五合目；富士山の山麓から山頂に至る登山道を概ね標高に基づき10に分割した5番目の地点。五合目は、登山道ごとに異なるが、標高約2,400～2,500mの地点を指す。五合目は、特に天上と地上との境界に当たるとの理解に基づき、「天地之境（てんちのさかい）」と呼ばれてきた。

※2 御来迎（ご来光）；山中で発生するブロッケン現象で、仏の来迎であると見なされた。また、山頂からの日の出は、後に「ご来光」と呼ばれるようになった。

※3 本地仏；仏教が興隆した時代に表れた神仏習合思想（本地垂迹説）によると、日本の神々は、実は様々な仏教に基づく仏が化身として日本の地に現れた権現であるとされた。

第2章 富士山世界文化遺産の概要

口登山道山頂部に薬師堂（現在の久須志神社）が、それぞれ造営された。

1868年に明治政府が発した神仏分離令に基づき、寺院は神社へと改められたが、山頂部に対する人々の信仰自体は変化することがなく、現在も、山頂の随所に石碑・仏像などが残されており、神聖な領域と見なされた各頂部及び内院を望む拝所（村山大宮拝所、須山拝所、吉田須走拝所）には、それぞれ鳥居が建立されている。特に、山頂において「ご来光」を拝むことをはじめ、「お鉢めぐり」と称して山頂の火口壁の頂部を巡ることは、現代の多くの登山者も行っており、これらの行為を通じて富士山信仰の核心として現代に受け継がれている。

構成要素1－2. 大宮・村山口登山道（現在の富士宮口登山道）

富士山本宮浅間大社（構成資産 2）を起点とし、村山浅間神社（興法寺）（構成資産 4）を経て、山頂の南側へと達する登山道である。12世紀の修行僧であった末代上人の活動により、登山が開始されたとされ、登山道は17～19世紀後半まで、「村山三坊」と呼ばれた3つの有力な坊院により管理されるとともに、所属の修験者の修行に利用された。また、彼らの影響を受けた道者の登拝にも使用された。

現在は、五合目から山頂までの登山道の区間を「富士宮口登山道」と呼称しているが、そのうち、大宮・村山口登山道としての資産範囲は六合目から山頂までの区間である。この区間の沿道には現在も複数の山小屋が存在し、宿泊所として機能している。18世紀の頃から、頂上付近の登山道沿いにおいては、富士山出現伝説^{※1}と同じ干支の年で、12年ごとに訪れる申年^{※2}に、富士山近隣の集落の人々が鳥居を奉納し、建立する習慣が継続している。

構成資産2. 富士山本宮浅間大社

社伝には、9世紀初頭に山宮浅間神社（構成資産 3）から現在の地に分祀したとされており、古くから富士山南麓における中心的な神社であった。国内各地に勧請された多数の浅間神社の総本宮であるとされている。各時代の権力者とのつながりも深く、徳川家康の庇護の下に現在の本殿等が造営されたのをはじめ、1779年には江戸幕府の裁許に基づき八合目以上の支配権が認められた。八合目以上の区域は、1877年頃にいったん国有地とされたが、2004年には再び富士山本宮浅間大社に返還された。

1670年時点の境内を描いたとされる古絵図には、現在と同じ配置の下に鳥居、参道、鏡池及びそれに架かる輪橋（太鼓橋）、楼門、拝殿、本殿、末社等が描かれている^{※3}。それらのうち、本殿は日本国内で他に類例を見ない「浅間造り」と呼ばれる2層構造の特殊な形式を持つ。また、この絵図には神仏分離令が出される以前に存在した仏教施設も描かれており、境内における発掘調査によって、その遺構の一部が確認された。

境内には、富士山の湧水を水源とする湧玉池が存在する。社叢に覆われた境内北半部の丘陵

※1 富士山出現伝説；孝安天皇在位 92 年（紀元前 300 年頃か？）に富士山が一夜にして出現したとされる伝説で、13 世紀以降に普及した。その年を起点として、60 年に一度訪れる同じ干支の年を「御縁年」として重視する風習が、15 世紀頃から始まったとされている。

※2 申年；12 年に一度訪れる申年も、富士山出現の年と同じ干支の年に当たるため、重視されていた。

※3 古絵図の描写；現存する絵図は、1708 年の写しである。本殿・拝殿・楼門・末社などは形姿が描かれているが、幣殿については文字で位置のみが示されている。また 20 世紀初頭に、この絵図とほぼ同位置に廻廊・透塀が建設された。

地は富士山の溶岩流の末端部に当たり、そこから湧き出す豊かな水が湧玉池を潤している。16世紀に製作された『絹本著色富士曼荼羅図』をはじめとする複数の絵図には、富士山本宮浅間大社に参拝した道者が、湧玉池の上池において水垢離を行い、富士山へと向かった様子が描かれている。水垢離は1920～1930年代まで継続的に行われてきたが、現在は行われていない。しかし、今もなお湧玉池の湧水を聖なる水として利用する人が見られるほか、1670年の古絵図に湧水を司る神社として描かれた水屋神社が存在し、毎年7月には五穀豊穡を祈願して「御田植祭」が行われるなど、富士山の湧水の恵みに感謝する伝統が確実に継承されている。

構成資産3. 山宮浅間神社

富士山本宮浅間大社（構成資産2）の社伝によれば、山宮浅間神社（構成資産3）は富士山本宮浅間大社の前身であるとされている。

山宮浅間神社では、本殿に相当する建築が参道の終端付近に存在せず、富士山の方向に展望の軸を合わせた位置に祭壇又は石列の区画から成る遥拝所を設けるなど、独特の境内の地割が見られる。このような地割は、富士山に対する遙拝を主軸とする古式の祭祀の在り方を示しているものと推定されている。境内における発掘調査の成果によると、神事に使用されたものと推定される12～15世紀の土器片が出土している。遥拝所の位置は、約1,600年前の溶岩流の末端部に当たり、社叢に覆われた参道より約10mも高くなっている。

また、1577年の『富士大宮御神事帳』の記述等によると、4月及び11月に浅間大神の宿った鉾を持つ富士山本宮浅間大社の神職らが、山宮浅間神社と富士山本宮浅間大社との間を往復する「山宮御神幸」と呼ぶ神事は、遅くとも16世紀後半までには始められていたことが推定できる。この神事は1874年まで継続的に行われていたが、現在では行われていない。

富士山本宮浅間大社及び山宮浅間神社の境内には、「山宮御神幸」に際して浅間大神を休めるために鉾を立てた「鉾立石」と呼ばれる基礎の石が計3基残されている。また、神職らの着席位置を示す遥拝所の石列をはじめ、境内唯一の建築物である籠屋も、かつて神事において重要な役割を果たした施設である。

なお、「山宮御神幸」に使用された行路を「御神幸道」と呼び、その沿道には距離を表示するために1691年に建立された一群の石碑が立ち並んでいたとされる。現在、「御神幸道」全体の正確な行路については明確でないが、出発点である富士山本宮浅間大社境内に残された御神幸道の首標以外に、沿道の4箇所には石碑が残されている。これらの4基の石碑については、遺存状況が断片的であることから、資産の範囲ではなく緩衝地帯の範囲に含めている。

構成資産4. 村山浅間神社

12世紀の修行僧である末代上人によって創建されたとされ、神仏習合の宗教施設として興法寺と呼ばれていた。14世紀初頭には、富士山における修験道の行者が組織化され、興法寺はその中心地となった。

1868年の神仏分離令に基づき興法寺は廃止され、村山浅間神社（構成資産4）及び大日堂に分離された。また、1872年には修験道も禁止され、ほとんどの修験者は還俗^{※1}した。ただし、

※1 還俗；僧侶であった者が、戒律を堅持する僧侶であることを捨て、在俗者・俗人に戻ることを指す。

第2章 富士山世界文化遺産の概要

一部の修験者の活動は、1940年代まで継続的に行われていた。

御神木であるスギの巨木を含め、鬱蒼たる社叢に覆われた境内には、鳥居、参道の奥に位置する社殿、その東側に位置する興法寺の堂宇としての大日堂、修験道の儀式に使用された護摩壇、道者が利用した水垢離場が含まれる。また、境内において実施した発掘調査では16世紀に遡る敷地造成面及び17世紀以降の建物跡の遺構が確認された。大日堂には、1259年の銘を持つ大日如来をはじめ、修験道に関係する仏像等が安置されている。

構成資産23. 人穴富士講遺跡

富士講の開祖とされる長谷川角行が修行を行い、入滅したと言われる風穴の「人穴」を中心として、その周辺に富士講信者が修行を行い造立した約230基もの碑塔群が残されている遺跡である。『吾妻鏡』^{※1}には、鎌倉幕府2代将軍源頼家(1182~1204)の命令により、洞内を探検した武士が霊的な体験をしたことが記されており、早くも13世紀には人穴が、「浅間大神の御在所」であったことが知られる。また、富士講関連の古文書によれば、人穴は、16~17世紀に角行が浅間大神の啓示を得た場所であると伝承されている。また、角行が人穴を「浄土(浄土門)」であると述べたとの伝承に基づき、人穴を参詣し、修行を行う熱心な富士講信者も現れた。富士講が隆盛期を迎えると、信者は角行及び先達を供養・顕彰したり、自らの登拝回数を記念したりするために、多くの石造碑塔を建立した。

構成資産24. 白糸ノ滝

富士山の湧水を起源とする滝である。滝の名称は、1日平均15~16万m³もの湧水の噴出が数百条もの白糸を垂らしたように見えることに由来する。

富士講関連の文書によれば、白糸ノ滝(構成資産24)は長谷川角行が人穴での修行と並行して水行を行った場所であるとされ、富士講信者を中心に人々の巡礼・修行の場となった。富士講信者の描いた絵図からは、18世紀中頃の白糸ノ滝における修行の様子が知られるのみならず、現在もなお現地に保存されている石碑を確認することができる。

※1 吾妻鏡; 12~13世紀の事項について記した史書。その中の1203年の記事に、人穴に関するものが見られる。

(『富士山包括的保存管理計画』2012年1月 文化庁、環境省、林野庁、山梨県・静岡県より転載)